



埼玉県報

第 2 4 7 8 号
平成 2 5 年 3 月 2 6 日
火 曜 日

目 次

規則

- [知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則\(地域政策課\)](#)
- [消防法施行細則の一部を改正する規則\(消防防災課\)](#)
- [埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則\(交通規制課\)](#)
- [公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則\(任用審査課\)](#)

告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(南西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(北部地域振興センター\)](#)
- [水質の汚濁に係る環境基準の類型を当てはめる水域の指定\(水環境課\)](#)
- [水質の汚濁に係る環境基準の類型をあてはめる水域の指定の一部改正\(水環境課\)](#)
- [加須都市計画生産緑地地区の変更\(みどり再生課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [農業振興地域の区域の変更\(農業政策課\)](#)
- [県営土地改良事業種足野通川地区\(区画整理事業\)の工事完了\(加須農林振興センター\)](#)
- [神流川頭首工管理規程の一部を改正する告示\(農村整備課\)](#)
- [土地収用法による事業認定\(用地課\)](#)
- [土地収用法による事業認定\(用地課\)](#)
- [車両制限令第3条第1項第2号イに基づく道路の指定\(道路環境課\)](#)
- [車両制限令第3条第1項第3号に基づく道路の指定等\(道路環境課\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [幸手都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更\(都市計画課\)](#)
- [幸手都市計画区域区分の変更\(都市計画課\)](#)
- [幸手都市計画道路の変更\(都市計画課\)](#)
- [桶川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更\(都市計画課\)](#)
- [桶川都市計画区域区分の変更\(都市計画課\)](#)
- [桶川都市計画道路の変更\(都市計画課\)](#)
- [富士見都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧\(公園スタジアム課\)](#)
- [建築士免許の取消し\(建築安全課\)](#)
- [県道東京所沢線の区域の変更\(川越県土整備事務所\)](#)
- [一般国道299号の区域の変更\(飯能県土整備事務所\)](#)
- [県道藤倉吉田線の区域の変更\(秩父県土整備事務所\)](#)
- [県道藤倉吉田線の供用の開始\(秩父県土整備事務所\)](#)
- [県道石間下吉田線の供用の開始\(秩父県土整備事務所\)](#)
- [県道加須北川辺線の区域変更\(行田県土整備事務所\)](#)
- [県道加須北川辺線の供用開始\(行田県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [大久保浄水場浄水発生土収集運搬業務委託に関する入札公告\(大久保浄水場\)](#)
- [新三郷浄水場浄水発生土収集運搬業務委託に関する入札公告\(新三郷浄水場\)](#)
- [埼玉県公安委員会が埼玉県交通安全活動推進センターに指定する法人の名称変更の公示\(交通企画課\)](#)

規 則

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第八号

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する

事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成十二年埼玉県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第八十九項第一号17、第九十二項9、第九十三項9、第九十五項第二号3及び第五号2、第九十六項2、第九十八項7並びに第一百二項第十号9及び第十一号11」を「第九十二項第一号17、第九十六項9、第九十七項9、第九十九項第二号3及び第五号2、第百項2、第百二項7並びに第百六項第十一号9及び第十二号11」に改め、同条の表第三号下欄中「第八条第一項」を「第八条」に、「第八条第二項」を「第八条の二三第三項」に、「及び第十七条第一項」を「並びに第十七条第一項及び第三項」に、「第十七条第二項」を「第十七条第四項」に改め、同表第九号上欄中「別表第八十九項第一号17」を「別表第九十二項第一号17」に改め、同表第十号上欄中「別表第九十二項9」を「別表第九十六項9」に改め、同表第十一号上欄中「別表第九十三項9」を「別表第九十七項9」に改め、同表第十二号上欄中「別表第九十五項第二号3」を「別表第九十九項第二号3」に改め、同表第十三号上欄中「別表第九十五項第五号2」を「別表第九十九項第五号2」に改め、同表第十四号上欄中「別表第九十六項2」を「別表第百項2」に改め、同表第十五号上欄中「別表第九十八項7」を「別表第百二項7」に改め、同表第十六号上欄中「別表第百二項第十号9」を「別表第百六項第十一号9」に改め、同表第十七号上欄中「別表第百二項第十一号11」を「別表第百六項第十二号11」に改める。

第四条中「別表第百二項第一号6及び7、」を「別表第百六項第一号6及び7、」に、「第六号13及び14並びに第十二号」を「第六号6及び7、第七号13及び14並びに第十三号」に改め、同条の表第一号上欄中「別表第百二項第一号6」を「別表第百六項第一号6」に改め、同表第二号上欄中「別表第百二項第二号6」を「別表第百六項第二号6」に改め、同表第三号上欄中「別表第百二項第三号7」を「別表第百六項第三号7」に改め、同表第四号上欄中「別表第百二項第四号7」を「別表第百六項第四号7」に改め、同表第七号上欄中「別表第百二項第十二号」を「別表

第百六項第十三号」に改め、同号を同表第八号とし、同表第六号上欄中「別表第百二項第六号13」を「別表第百六項第七号13」に改め、同号を同表第七号とし、同表第五号上欄中「別表第百二項第五号6」を「別表第百六項第六号6」に改め、同号を同表第六号とし、同表第四号の次に次の一号を加える。

五 条例別表第百六項 第五号6及び7に規定する別に規則で定める指定工場等	規則第八十七条第一項第一号に該当する事業場
---	-----------------------

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

規 則

消防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第九号

消防法施行細則の一部を改正する規則

消防法施行細則（昭和五十一年埼玉県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

様式第六号表の備考一中「はじ付ける」を「貼ひ付ける」に改め、同様式裏中「又は第35条の3の2第2項」を「及び第35条の3の2第2項」に改める。

様式第七号表の備考一中「はじ付ける」を「貼ひ付ける」に改め、同様式裏中「又は第35条の3の2第2項」を「及び第35条の3の2第2項」に改める。

様式第八号表の備考一中「はじ付ける」を「貼ひ付ける」に改め、同様式裏中「又は第35条の3の2第2項」を「及び第35条の3の2第2項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

規 則

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月26日

埼玉県公安委員会委員長 青 葉 昌 幸

埼玉県公安委員会規則第3号

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県道路交通法施行細則（昭和41年埼玉県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第1項の表(7)の項ウに次のように加える。

- (カ) 総務省設置法（平成11年法律第91号）に基づく電波の監視若しくは電波の質の是正又は不法に開設された無線局若しくは不法に設置された高周波利用設備の探査（以下この条において「電波の監視等」という。）のために使用中の車両 別記様式第1の9の標章

第2条の2第1項の表(7)の項エ中「別記様式第1の9」を「別記様式第1の10」に改め、同項オ中「別記様式第1の10」を「別記様式第1の11」に改め、同条第2項中「左欄」を「次の表の左欄」に、「又は執行官の強制執行等」を「、執行官の強制執行等又は電波の監視等」に改め、同項の表前項の表(2)の項のホに掲げる車両の項中「別記様式第1の11」を「別記様式第1の12」に改め、同表前項の表(6)の項のケ及び(7)の項のウに掲げる車両の項中「別記様式第1の12」を「別記様式第1の13」に改め、同表前項の表(7)の項のエに掲げる車両の項中「別記様式第1の13又は」を削る。

別表2の285の項中「伊奈町道15号」を「伊奈町道15号線」に改め、同表に次のように加える。

295 伊奈町道第11号線	北足立郡伊奈町栄1丁目96番地先から 北足立郡伊奈町大字小室字志ノ崎1897番3地先まで
296 県道蓮田鴻巣線	北足立郡伊奈町大字小室字志ノ崎1897番3地先から 北足立郡伊奈町大字小室字浅間2931番1地先まで
297 県道上尾環状線	北足立郡伊奈町大字小室字赤羽4137番1地先から 北足立郡伊奈町大字小室字別所2960番5地先まで
298 伊奈町道第4080号線	北足立郡伊奈町大字小室字赤羽4137番1地先から 北足立郡伊奈町大字小室字赤羽4122番1地先まで

299 伊奈町道第16号線	北足立郡伊奈町大字小室字赤羽4122番1地先から 北足立郡伊奈町大字小室字宮寺5048番4地先まで
300 県道蓮田鴻巣線	北足立郡伊奈町大字小室字宮寺5048番4地先から 北足立郡伊奈町大字小室字間松10034番10地先まで
301 上尾市道1026号線	上尾市大字平塚字中通1696番6地先から 上尾市大字平塚字中通1813番1地先まで
302 上尾市道1025号線	上尾市本町3丁目900番地先から 上尾市大字平塚字荒井1645番1地先まで
303 一般国道122号	さいたま市岩槻区大字馬込字四番708番3地先から さいたま市岩槻区大字馬込字式番282番2地先まで

別記様式第1の2中「別記様式第1の2」を「別記様式第1の2（第2条の2関係）」に改める。

別記様式第1の3中「別記様式第1の3」を「別記様式第1の3（第2条の2関係）」に改める。

別記様式第1の4中「別記様式第1の4」を「別記様式第1の4（第2条の2関係）」に改める。

別記様式第1の5中「別記様式第1の5」を「別記様式第1の5（第2条の2関係）」に改める。

別記様式第1の6中「別記様式第1の6」を「別記様式第1の6（第2条の2関係）」に改める。

別記様式第1の7中「別記様式第1の7」を「別記様式第1の7（第2条の2関係）」に改める。

別記様式第1の8中「別記様式第1の8」を「別記様式第1の8（第2条の2関係）」に改める。

別記様式第1の13を削り、別記様式第1の12を別記様式第1の13とし、別記様式第1の11を別記様式第1の12とする。

別記様式第1の10中「別記様式第1の10」を「別記様式第1の10（第2条の2関係）」に改め、同様式を別記様式第1の11とする。

別記様式第1の9中「別記様式第1の9」を「別記様式第1の9（第2条の2関係）」に改め、同様式を別記様式第1の10とし、別記様式第1の8の次に次の1様式を加える。

別記様式第1の9（第2条の2関係）

駐車禁止除外指定車

第 号

年 月 日発行

不法無線局探査使用中

車両番号 号

運転者の連絡先 / 用務先 別紙のとおり

有効期限 年 月 日

埼玉県公安委員会 印

（裏面記載事項）

注意事項

1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。

次のような駐車はできません。

駐停車禁止場所の駐車（道路交通法第44条及び同法第75条の8）

法定駐車禁止場所の駐車（道路交通法第45条第1項各号及び第2項）

駐車の方法に従わない駐車（道路交通法第47条）

車庫代わり駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項）

長時間駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項）

2 この標章は、被交付者等が表面記載の車両を現に使用中の場合以外使用できません。

3 この標章を使用する場合は、連絡先 / 用務先を読みやすく記載した紙とともに車両前面の見やすい箇所に掲出してください。

4 現場において、警察官等の指示があった場合は、その指示に従ってください。

5 この標章を不正に使用した場合には返納を命ぜられることがあります。

6 次の場合は、この標章（(2)の場合は発見した標章）を速やかに返納してください。

(1) 有効期限が経過したとき。

(2) 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見したとき。

(3) 使用する必要がなくなったとき。

被交付者等

住所

氏名

（注） 大きさは、縦 13 センチメートル、横 18 センチメートルとする。

附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の埼玉県道路交通法施行細則第2条の2第1項の表(7)の規定により交付されている別記様式第1の9及び別記様式第1の10の標章の効力については、当該標章の有効期限までの間は改正後の埼玉県道路交通法施行細則の規定にかかわらず、従前の例による。

規 則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十六日

埼玉県人事委員会委員長 金 野 俊 男

埼玉県人事委員会規則一七―二四

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一七―四）の一部を次のように改正する。

別表第二中「〔社団法人埼玉県商工会議所連合会（昭和二十六年七月二十四日に社

団法人埼玉県商工会議所連合会という名称で設立された法人をいう。）」を
「〔社
社
団法人埼玉県商工会議所連合会（昭和二十六年七月二十四日に社

団法人埼玉県商工会議所連合会（昭和二十六年七月二十四日に社団法人埼玉県商工会
法人全国競輪施行者協議会（昭和五十一年四月三十日に社団法人全国競輪施行者協
議所連合会という名称で設立された法人をいう。）
議会という名称で設立された法人をいう。）
に改める。」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県告示第三百二十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十五年三月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十五年三月十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人新座市障害者を守る会

三 代表者の氏名

石井 英子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県新座市道場一丁目十三番五十号

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者が豊かな地域生活をおくれるよう支援し、障害者の福祉の充実と社会参加の促進を図り、障害者とその家族が安心して暮らせる街づくりを目的とする。

告 示

埼玉県告示第三百二十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年三月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年三月十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 Y.Project
- 三 代表者の氏名
柳原 里実
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県深谷市小前田千百九十二番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、大里郡寄居、深谷地域の高齢者や障害者に対し、安心安全で健やかな食生活を提供し、誰もが豊かに暮らせる地域社会を創造することで、福祉の増進に寄与することを目的とする。

告示

埼玉県告示第三百二十八号

環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第二項の規定に基づき、次の表の水域の欄に掲げる公共用水域を同表の類型の欄に掲げる類型を当てはめる水域として指定し、当該水域に係る基準値の達成期間を同表の達成期間の欄に掲げるとおり定める。

平成二十五年三月二十六日

埼玉県知事 上田清司

水域	類型	達成期間
新河岸川 白子川	C C	直ちに達成 直ちに達成

備考 類型の欄のアルファベットは、水質汚濁に係る環境基準について（昭和四十六年環境庁告示第五十九号）の別表2の1の(1)のアの表に掲げる類型を示す。

告 示

埼玉県告示第百二十九号

平成十六年埼玉県告示第五百四十一号（水質の汚濁に係る環境基準の類型をあてはめる水域の指定について）の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

表中	「	新河岸川	D	直ちに達成	」
	_____	白子川	D	直ちに達成	」

を削り、同表の備考

中「別表2の1の(1)の表」を「別表2の1の(1)のアの表」に改める。

告 示

埼玉県告示第三百四十号

加須市から加須都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十五年三月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示

埼玉県告示第三百四十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年三月二十六日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

花園ショッピングセンター

埼玉県深谷市荒川八百五十番地一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前）八千五百七十平方メートル

（変更後）九千百三十平方メートル

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 五〇八台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 四六四台

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 四〇台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 四一台

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）位置 図面省略 面積 一九七平方メートル

（変更後）位置 図面省略 面積 一六九平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前）位置 図面省略 容量 五五立方メートル

（変更後）位置 図面省略 容量 五九立方メートル

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 一三か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 一二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）荷さばき施設 午前一時から午後十時

荷さばき施設 午前六時から午後十時

荷さばき施設 午前六時から午後十時

(変更後) 荷さばき施設 午前六時から午後十時
荷さばき施設 午前六時から午後十時
荷さばき施設 午前六時から午前十時
荷さばき施設 午前一時から午前六時

八 変更年月日

平成二十五年十一月十五日

二 届出年月日

平成二十五年三月十四日

二 縦覧期間

平成二十五年三月二十六日から平成二十五年七月二十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年三月二十六日から平成二十五年七月二十六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第三百四十二号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定により、幸手農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

平成二十五年三月二十六日

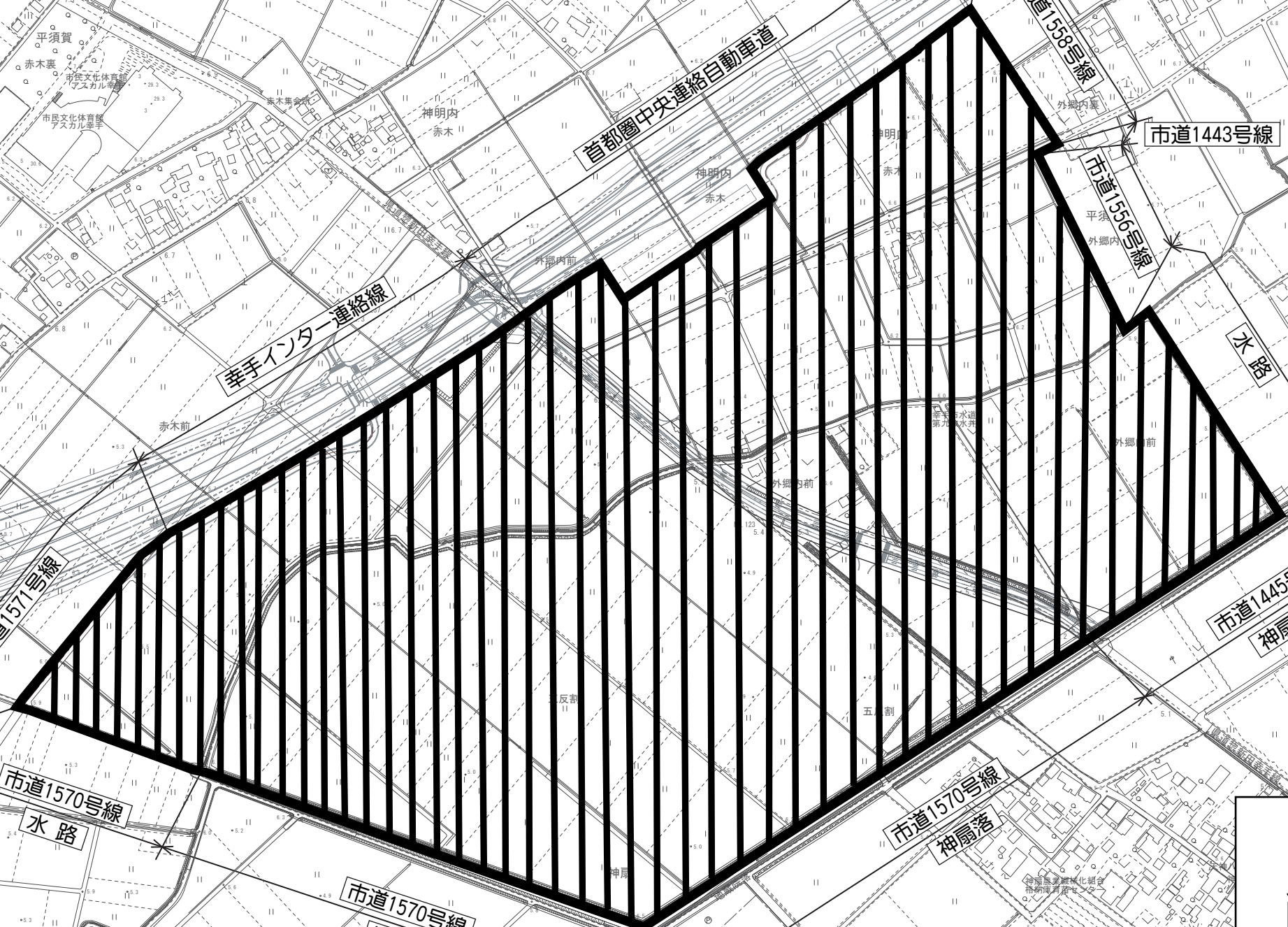
埼玉県知事 上 田 清 司

一 追加する区域
なし


二 削除する区域
別図のとおり

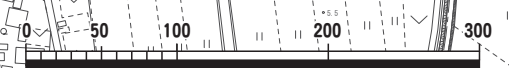
別図

S=1:5,000



凡例

削除する区域 



告 示

埼玉県告示第三百四十二号

県営土地改良事業種足野通川地区（区画整理事業）の工事を平成二十四年三月二十三日完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十五年三月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示

埼玉県告示第三百四十四号

神流川頭首工管理規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年三月二十六日

埼玉県知事 上田清司

神流川頭首工管理規程の一部を改正する告示

神流川頭首工管理規程（平成九年埼玉県告示第四百二十九号）の一部を次のように改正する。

「第二章 水位、取水及び放流」を「第二章 水位、取水、放流及びゲートの操作」に改める。

第二条第一項中「標高一二・一二七メートルを上限とし、標高一・八二七メートルを下限」を「標高Y P 一二・八〇〇メートル（以下「基準水位」という。）」に改め、同条第二項中「取水門上流部」を「頭首工上流地点の右岸」に改める。

第五条の表を次のように改める。

取水期間	最大取水量（単位 立方メートル/秒）
五月一日から五月二十五日まで	三・七〇一
五月二十六日から六月三十日まで	九・八三三
七月一日から八月三十一日まで	一二・六八九
九月一日から十月五日まで	九・二〇五
十月六日から翌年四月三十日まで	一・七七〇

第七条第一項中「取水ゲートの内側に取り付けられた量水器」を「旧神流川幹線水路及び新神流川幹線水路に設置された水位計と流量計」に改め、同条第二項を削る。

「第三節 放流」を「第三節 放流及びゲートの操作」に改める。

第九条中「頭首工」を「知事は、頭首工」に、「、標高一二・一二七メートルを超えたときは、土砂吐水門を順次開扉し、」を「基準水位を超えて上昇するときは、土砂吐ゲートを開けて」に改める。

第十七条を第十九条とし、第十六条を第十八条とする。

第十五条中「標高一二・一二七メートル以下となり」を「基準水位まで低下し」に、「解除する」を「解除し、その旨を前条第一号に掲げる機関に連絡する」に改

め、同条を第十七条とする。

第十四条第一号中「熊谷地方気象台、市町村」を「関係市町、土地改良区連合」に改め、同条を第十六条とする。

第十三条中「場合」を「とき」に、「とらなければならない」を「とるものとする」に改め、同条第一号中「熊谷地方気象台」を「前橋地方気象台及び熊谷地方気象台」に、「発せられた」を「発せられ、洪水の発生が予想される」に改め、同条第二号中「水資源開発発公団から緊急放流」を「独立行政法人水資源機構から予備警戒時における放流」に改め、同条第三号を削り、同条を第十五条とする。

第十二条を第十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

（異常かつ重大な状態に関する報告）

第十四条 知事は、頭首工に関する異常かつ重大な状態が発見されたときは、直ちに、応急の措置をとるとともに、次に掲げる関係機関の長に対しその旨を報告しなければならない。

- 一 群馬県知事
 - 二 独立行政法人水資源機構理事長
 - 三 関東地方整備局長
 - 四 関東農政局長
 - 五 埼玉北部土地改良区連合理事長
- 第十一条を第十二条とする。

第十条中「前項」を「知事は、前条」に、「標高一・二・一二七メートル以下になつたときは、土砂吐水門を順次閉扉する」を「基準水位で保たれると認めたときは、土砂吐ゲートを閉じる」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（警報）

第十一条 知事は、前二条の規定によるゲートの操作により、頭首工の上流又は下流において危害が生じる恐れがあると認めたときは、警報を発するものとする。

附 則

この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。

告示

埼玉県告示第三百四十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十六日

埼玉県知事 上田清司

一 起業者の名称

三郷市

二 事業の種類

市道千九百十八号線（埼玉県三郷市幸房字掛井堀向地内から同市茂田井字大広戸添地内まで）、市道千九百三十三号線（同市茂田井字大広戸添地内から同市茂田井字用水向地内まで）、市道千九百十九号線（同市幸房字中三尺道外地内から同市茂田井字南耕地地内まで）及び市道千九百三十七号線（同市茂田井字大広戸添地内から同市茂田井字南耕地地内まで）改築工事並びに市道七千二十号線新設工事

三 起業地

イ 収用の部分

埼玉県三郷市幸房字掛井堀向、字中三尺道外及び字上三尺道外、茂田井字用水向、字南耕地及び字大広戸添、笹塚字屋敷廻及び字申切、南蓮沼字道結、字外崎及び字下沼並びに大広戸字目子沼通及び字深田通地内

ロ 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、次に掲げるとおり法第二十条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

イ 法第二十条第一号要件への適合性

申請に係る事業は、埼玉県三郷市幸房字掛井堀向地内から同市茂田井字大広戸添地内までの延長七百五メートルを現道拡幅区間（以下「現道」という。）とし、同市茂田井字大広戸添地内から同市大広戸字深田通地内までの延長七百八十メートルを新設区間とする、全体延長千四百八十五メートルの区間における市道千九百十八号線、市道千九百三十三号線、市道千九百十九号線及び市道千九百三十七号線改築工事並びに市道七千二十号線新設工事（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三条第四号に掲げる市町村道に関する事業であり、法第三条第一号に掲げる道路法による道路に関

する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

ロ 法第二十条第二号要件への適合性

市道千九百十八号線、市道千九百三十三号線、市道千九百十九号線及び市道千九百三十七号線並びに市道七千二十号線（以下「本路線」という。）は、道路法第八条の規定により三郷市長が市道として認定した路線であり、同法第十六条第一項の規定により三郷市が道路管理者となっている。

起業者である三郷市は、必要な用地取得費及び事業費について財源措置を講じていることなどから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

ハ 法第二十条第三号要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

市道千九百十八号線は、埼玉県三郷市幸房字掛井堀向を起点とし、同市茂田井字用水向を終点とする延長約六百九十七メートルの道路である。また、市道千九百三十三号線は、同市笹塚字屋敷廻を起点とし、同市茂田井字用水向を終点とする延長約三百二十五メートルの道路である。

さらに、市道千九百十九号線は、同市幸房字下三尺道外を起点とし、同市茂田井字南耕地を終点とする延長約六百九十メートルの道路であり、市道千九百三十七号線は、同市茂田井字南耕地を起点とし、同市茂田井字大広戸添を終点とする延長約二百五十一メートルの道路である。

なお、市道千九百十九号線及び市道千九百三十七号線は、道路幅員が二・八メートルから三・三メートル程度の狭い道路であることから、主に自転車や歩行者が利用している道路であり、幸房用水路を挟んで市道千九百十八号線及び市道千九百三十三号線と並行し、三郷市立幸房小学校や三郷市立北中学校の通学路に指定された路線である。

現道が通過する地域は、常磐自動車道、東京外環自動車道及び首都高速六号三郷線といった高速道路や一般国道二百九十八号線へのアクセスに恵まれているが、南北方向を結ぶ幹線道路としては、主要地方道三郷松伏線及び一般県道上笹塚矢口線（以下「県道区間」という。）が通過しているのみである。このため、自動車交通は県道区間に集中し、三郷三丁目交差点、駅前大橋交差点及び幸房交差点においては、平日の混雑度がそれぞれ一・九六、二・〇六及び一・九六に達しており、交通混雑が発生している状況である。

特に、三郷三丁目交差点付近においては、平成二十四年二月に実施した起

業者の調査によると、三郷三丁目交差点を起点として駅前大橋交差点方向に、最大二百二十メートルの渋滞が確認されている。

一方、現道は、幸房用水路を挟んで二本の道路が並行しているが、自動車は、主に幸房用水路の西側を通過している市道千九百十八号線及び市道千九百三号線（以下「西側道路」という。）を通行している。西側道路は道路幅員が五・六メートルから六・六メートル程度の狭あいな道路であるにもかかわらず、幹線道路に値する自動車交通量であり、交通事故が多く発生している。

また、本路線南側では、大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法（平成元年法律第六十一号）に基づき、地区面積約千四百四十八ヘクタール、計画人口約二万二千九百人となる宅地開発として、草加都市計画事業三郷中央一体型特定土地区画整理事業が、独立行政法人都市再生機構により、平成二十五年度の事業完了を目指して施行されている。さらに、本路線北側では、新三郷ららシティとして大規模複合開発が行われており、南北方向を結ぶ幹線道路の整備が急務となっている。

本件事業の施行により、自転車歩行者道を備えた線形良好な四車線道路が整備されることから、歩行者や自転車通行の安全性が向上した幹線道路となり、県道区間の交通混雑の緩和や現道周辺における交通事故の軽減に寄与することが認められる。さらに、草加都市計画事業三郷中央一体型特定土地区画整理事業と同時期に供用を開始することにより、三郷市内の南北方向を結ぶ道路網の強化を図ることができるものと認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で調査、検証したところ、大気及び振動については、環境基準を満たす結果及び評価となっている。騒音については、一部環境基準を超える値が予測されたが、排水性舗装の施工により環境基準を満たすと評価されていることから、起業者は、当該舗装の措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(2) 失われる利益

起業地内には、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第九十三条第一項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しておらず、起業者が特別な措置を講ずべき文化財は確認されていない。

また、起業者の調査によると、起業地内において保護すべき動物として、環境省レッドデータブック及び埼玉県レッドデータブックで準絶滅危惧に指定されているトウキョウダルマガエルが確認されているが、起業地周辺の水田全域で生息していると考えられている。また、埼玉県レッドデータブックで準絶滅危惧に指定されているカワセミについては、起業地に生息又は繁殖をする環境が見られないため、起業地以外で生息や繁殖をする移動個体と考えられている。そのため、起業者は、動物が横断できる構造物等を設置することにより、生息地が分断されることのないよう措置を講ずることとしており、本件事業によるこれら希少な動物への影響は少ないと認められる。

さらに、起業地において保護すべき植物としては、環境省レッドデータブック及び埼玉県レッドデータブックで準絶滅危惧に指定されているイチヨウウキゴケ並びに埼玉県レッドデータブックで準絶滅危惧に指定されているミズワラビの二種が確認されているが、起業者はこれらの種を生育可能な箇所へ移植し、生育環境の保全に努めていることから、本件事業によるこれら希少な植物への影響は少ないと認められる。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、三郷市内の南北方向を結ぶ道路網の強化を図るとともに、安全かつ円滑な交通の確保を目的として、道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第三条第一項及び第二項第四号に規定する第四種第一級の道路の基準に基づき、現道拡幅及び道路新設により道路改築を行う事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成八年五月十日に都市計画決定され、平成二十一年六月二十六日に変更決定された都市計画と、交差点部を除き、基本的内容について整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的なものであると認められる。以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められ、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

二 法第二十条第四号要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

八(1)のとおり、現道西側道路は、狭あいな道路であるにもかかわらず、幹線道路に値する自動車交通量であり、自動車、歩行者等の安全な通行に支障を来している。また、県道区間においても、南北方向を結ぶ幹線道路の不足により交通混雑が発生しており、自動車の円滑な通行に支障を来していることから、できるだけ早期に安全かつ円滑な交通を確保する必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるので、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

ホ 結論

イからニまでに掲げるとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断される。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

三郷市役所まちづくり推進部都市計画課

告 示

埼玉県告示第三百四十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 起業者の名称

学校法人浦和ルーテル学院

二 事業の種類

浦和ルーテル学院小学校・浦和ルーテル学院中学校・浦和ルーテル学院高等学校
校美園移転新築事業

三 起業地

イ 収用の部分

埼玉県さいたま市緑区大字大崎字浅間入、大字大門字西浦及び大字玄蕃新田
字本田地内

ロ 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

本申請に係る事業は、次に掲げるとおり法第二十条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

イ 法第二十条第一号要件への適合性

申請に係る事業は、浦和ルーテル学院小学校・浦和ルーテル学院中学校・浦和ルーテル学院高等学校美園移転新築事業（以下「本事業」という。）である。
浦和ルーテル学院小学校、浦和ルーテル学院中学校及び浦和ルーテル学院高等学校（以下「当学院」という。）は、いずれも学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校であり、本事業は、法第三条第二十一号に掲げる学校に該当する。

したがって、本事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

ロ 法第二十条第二号要件への適合性

当学院は、学校法人聖望学園が昭和二十八年に埼玉県内で唯一の私立小学校として聖望学園小学校を設置し、その後、昭和三十八年に聖望学園浦和中学校、昭和四十五年に聖望学園浦和高等学校を設置した後、昭和四十九年十二月に学校法人聖望学園から分離独立し、私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三十一条第一項の規定により、学校法人浦和ルーテル学院として埼玉県知事

の認可を受けるとともに、当学院を設置し、現在に至っている。

本事業の実施については、平成二十四年十一月二十一日開催の学校法人浦和ルーテル学院第二百五回理事会において承認を得ている。

また、本事業に必要な用地取得費及び事業費についても財政措置を講じていることなどから、起業者である学校法人浦和ルーテル学院は、本事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であると認められる。

したがって、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

八 法第二十条第三号要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

当学院では、複数の教員が一つの科目に対して役割を分担し、協力し合いながら指導を行うティームティーチング、十二年間一貫教育、週五日制、小学校からの英語教育、国際交流など、現在では公立学校でも取り入れ始めている特色ある教育を長く実施してきた。また、障がいについての正しい理解、接し方への理解を深め、自己及び他者への思いやりや愛情について深く認識できるように、平成二年から埼玉県立浦和特別支援学校と年間三回の児童交流会を続けている。

当学院には計九棟の建物があり、そのうち校舎や屋内運動場棟など六棟の建物については、現行の耐震基準が定められた昭和五十六年五月以前に建設されているため、起業者は、これら六棟について平成十九年度に耐震診断調査を実施した。その結果、調査した建物六棟のうち屋内運動場棟を除く五棟の建物に対して耐震補強が必要と診断された。

このため、補強計画案を立案し、この補強計画案に基づいて耐震診断調査報告書を作成して、その妥当性について社団法人埼玉建築設計監理協会既存建築物耐震性能判定委員会に判定を依頼したところ、平成二十年四月二十四日付け既存建築物耐震性能判定票において耐震診断調査報告書は適正であると判定された。しかし、本館棟の地耐力度が不明確なため、補強設計時に地耐力度を確認する必要性を指摘されたことから本館棟付近の載荷試験を行ったところ、本館棟の一部には地耐力が設計基準の三分の二しか満たしていない箇所があることが判明した。

この結果を踏まえ、在籍する児童生徒の安全確保を最重要課題と位置付け、全ての校舎が耐震基準を満たすための方策を比較検討した。

まず、現在地において地盤改良や耐震補強を行う場合、本館棟を残したままそれを支える地盤を補強することは、技術的に非常に困難である上、隣接する道路への損傷等の影響も懸念される。建替えの場合、本館棟は、隣接す

る三棟と繋がっているため、各棟単独での建替えは困難であり、一度に建て替える範囲が広範囲に及んでしまう。また、耐震補強や建替えには仮設校舎の建設が必要であるが、現在地の敷地は狭く、周辺には住宅や店舗等が密集しているため、近隣に仮設校舎用の土地を確保することは困難である。

よって、現在地での耐震補強や建替え等は不可能なため、学院の移転新築をせざるを得ない状況であり、本事業の施行が急務となっている。

本事業の完成により、児童生徒の学校生活における安全を確保することができる。さらに、現在例外的に遠隔地にある荒川河川敷をグラウンドとして使用しているところであるが、本事業ではグラウンドも設置する計画であり、教育環境は飛躍的に改善される。

なお、移転後は、埼玉県が推進するみどりの学校ファームを設置し、近隣農家の援農に寄与できるような取組を行うこととしている。また、当学院の施設や人材を活用した地域公開講座も実施することとしている。さらには、非常災害時に地域住民の一時避難所としての機能も備えることとしており、地域への貢献もなされるものである。

したがって、本事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(2) 失われる利益

起業地の一部に文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第九十三条第一項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地（鶴巻西遺跡）が一箇所存在することから、平成二十四年十月十七日付けで起業者からさいたま市教育委員会へ「埋蔵文化財発掘の届出について」を提出したところ、さいたま市教育委員会が同年十二月五日に試掘・確認調査を実施した。

その結果、保護のため特別の措置を講ずべき文化財は発見されなかったことから、平成二十五年一月四日付け教生文第三千十八号で「土木工事等については周知の埋蔵文化財包蔵地のため、慎重に施工してください。」との回答を得た。このことから、起業者における工事施工中に文化財を発見した場合には、現状を変更することなく、直ちに、さいたま市教育委員会に報告し、協議の上、適切に対応することとしている。

また、起業地内には、重要な動物の分布は確認されていない。

しかしながら、周辺地域におけるオオタカの営巣が知られており、また、二次草地に重要な植物種が生育している可能性があることから、起業者は、自然環境調査を実施した。

その結果、オオタカの営巣については起業地の南側約五百メートルで二例

確認されたが、起業地内の営巣は見られなかった。また、起業地内にはオオタカの営巣可能な樹木は分布していないことから、本事業に伴う影響はほとんどないと考えられるが、過去の営巣地が起業地から離れた北側地域で確認されていることから、起業地内の北側には樹木を配置し、建築物出現による影響を緩和していくこととしている。

また、希少な植物については、カワチシヤ及びアゼテンツキが確認されたため、起業地内に移植地を確保し、移植により保全することとした。移植にあたっては、専門家の助言を受け、適正な移植時期等に留意の上、これらの種の埋土種子を採取し、乾燥保存した後、工事完了後の移植地整備後に播種を行う。播種後は生育状況を定期的に確認し、必要に応じて散水や施肥を行うなど、適切に生育管理を実施していくこととしている。

これらの対策により、本事業が希少な動植物に与える影響は極めて軽微であると考える。

(3) 事業計画の合理性

耐震補強が必要と診断された建物をこのままの状態で放置すると、災害時には校舎の倒壊や一部破損が発生する恐れがあり、児童生徒の生命に危険が及ぶことはもとより、当学院のみならず、近隣住民や道路使用者の利益を著しく損なう恐れがある。また、繰り返し増改築を行った結果、避難経路が複雑になっていることから、円滑な避難が困難となることが予想される。さらに、災害で強度の低下している校舎付近に児童生徒を待機させることは非常に危険であり、校庭は児童生徒の一時的避難拠点としての機能を果たすことができない。

そこで、これらの状況を踏まえ、在籍する児童生徒の安全の確保を最重要課題と位置付け、地盤改良、校舎の建替え、耐震補強等、全ての校舎が耐震基準を満たすための方策を比較検討した結果、移転新築による方法以外は、社会的、経済的、技術的に施工が困難である。なお、本事業に必要な用地については必要最小限の範囲となっている。

また、起業者は起業地を決定するに当たって、三箇所の候補地を選定して総合的な比較検討を行っている。このうち、小学校、中学校及び高等学校の三つの学校に求められる設置基準上の必要面積が確保できること、現在地からスクールバスで十分程度の距離にあり、埼玉高速鉄道線浦和美園駅から約一・一キロメートルの位置にあることから、在校生の生活を大きく変更することなく通学させることができること、見沼地区の東に位置し、利便性と緑地帯とを併せ持つ希少な場所であり、教育環境に優れていること、

学校の名称に「浦和」を冠しているが、旧浦和市内の場所であることから名称変更が必要ないことの理由により本起業地を選択しており、その選択は、適正なものであると認められる。

本事業の施行により、児童生徒の学校生活における安全を確保することができることとなる。

したがって、本事業の事業計画は、合理的なものであると認められる。

以上のことから、本事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められ、本事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

二 法第二十条第四号要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

八(3)のとおり、耐震補強が必要と診断された建物をそのまま放置すると、児童及び生徒の生命に危険が及ぶことになる。このため、できるだけ早期に安全な学校生活が送れる環境を整備する必要があるものと認められる。

よって、本事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本事業に係る起業地の範囲は、本事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。また、収用の範囲は、全て本事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

以上のことから、本事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるので、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

ホ 結論

イからニまでに掲げるとおり、本事業は、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断される。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

さいたま市緑区役所区民生活部総務課

告示

埼玉県告示第三百四十七号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第二号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大二十五トンである道路を、次のとおり指定する。

平成二十五年三月二十六日

埼玉県知事 上田清司

一 指定する道路の種類、路線名及び区間

種類	路線名	区間
一般国道	百二十五号	加須市大字北小浜字堂前一二六番番一地先から 羽生市大字須影字下戸ノ内一〇〇番一地先まで
一般国道	二百五十四号	川越市大字渋井字街道端九七六番一地先から 川越市大字小仙波字坂下九九九番九地先まで
一般国道	二百九十九号	飯能市大字中山字角廻三二四番二地先から 飯能市東町一一二番六地先まで

二 指定する期日

平成二十五年四月一日

告示

埼玉県告示第三百四十八号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第三号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のとおり指定し、及び同令第十条第一項の規定に基づき、当該道路を通行する高さ高三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成二十五年三月二十六日

埼玉県知事 上田清司

一 指定する道路の種類、路線名及び区間

種類	路線名	区間
県道	蓮田鴻巣線	北足立郡伊奈町大字小室字志ノ崎一八九七番三地先から 北足立郡伊奈町大字小室字浅間二九三一番一地先まで
県道	蓮田鴻巣線	北足立郡伊奈町大字小室字宮寺五〇四八番四地先から 北足立郡伊奈町大字小室字間松一〇三四番一〇地先まで
県道	上尾環状線	北足立郡伊奈町大字小室字赤羽四一三七番一地先から 北足立郡伊奈町大字小室字別所二九六〇番五地先まで

二 指定する期日

平成二十五年四月一日

三 通行方法

一の道路を通行する高さ高三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

イ 走行位置の指定

上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるため、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入り出すためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

ロ 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法〇・二三メートル以上、縦寸法〇・一二メートル以上（又は横寸法〇・一二

メートル以上、縦寸法〇・二三メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

八 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

告 示

埼玉県告示第三百四十九号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十五年三月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一〇 二五 一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県久喜市北中曽根字下新田前六十八番一 外七百二十七筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 三万六千五百六立方メートル

告 示

埼玉県告示第三百五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、幸手都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十五年三月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、幸手都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十五年三月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、幸手都市計画道路を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十五年三月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、桶川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十五年三月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、桶川都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十五年三月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、桶川都市計画道路を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十五年三月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百五十六号

富士見市から富士見都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部公園スタジアム課において縦覧に供する。

平成二十五年三月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百五十七号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定より、次のとおり建築士の免許を取り消したので、公告する。

平成二十五年三月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 免許の取消しをした年月日

平成二十五年三月十五日

二 免許の取消しを受けた建築士の氏名

鎌田 謙雄

三 前号に掲げる者の二級建築士又は木造建築士の別

二級建築士

四 第二号に掲げる者の登録番号

第三九一四号

五 免許取消しの理由

建築士法第九条第一項第二号による

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十六日

埼玉県川越県土整備事務所長 小島 一 男

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 東京所沢線
- 三 道路の区域

新 B	新 A 旧 A	旧 新 別
村中四一一番一〇地先まで 一〇地先から同市大字山口字 所沢市大字久米字大下一二番	字村中四一一番六地先まで 三番一地先から同市大字山口 所沢市大字北秋津字上川原六	区 間
二五・〇〇） 八三・〇〇	七・六一） 三二・四〇	敷地の幅員 （メートル）
二二二四・〇〇	三四三七・〇〇	延 長 （メートル）
		備 考

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十六日

埼玉県飯能県土整備事務所長 内藤 敏 夫

一 道路の種類 一般国道

二 路線名 二百九十九号

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>三 地 先 ま で</p>	<p>飯 能 市 柳 町 四 四 四 番 一 地 先 か ら</p>	<p>区 間</p>
<p>九・三九〇 一〇・六二</p>	<p>六・八七〇 八・〇九</p>	<p>敷 地 の 幅 員 (メ ー ト ル)</p>
<p>一 三 七 ・ 〇 〇</p>		<p>延 長 (メ ー ト ル)</p>
<p>道 の 新 設</p>		<p>備 考</p>

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十六日

埼玉県秩父県土整備事務所長 酒 巻 和 彦

一 道路の種類 県道

二 路線名 藤倉吉田線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
秩父郡小鹿野町藤倉字薬沢二 四六九番一地先から同郡同町 藤倉字八谷二四一八番六地先 まで	秩父郡小鹿野町藤倉字薬沢二 四六九番一地先から同郡同町 藤倉字八谷二四一八番九地先 まで	区 間
五・四〇ゝ 九・五一	三・二二ゝ 五・五一	敷地の幅員 (メートル)
一九六・〇〇	一九六・〇〇	延長 (メートル)
道路改築工事に伴う 道路の拡幅		備 考

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十六日

埼玉県秩父県土整備事務所長 酒 巻 和 彦

路線名	藤倉吉田線
供用開始の区間	秩父郡小鹿野町藤倉字薬沢二四六九番一地从先から同郡同町藤倉字八谷二四一八番六地先まで
供用開始の期日	平成二十五年三月二十六日
備考	平成二十五年三月二十六日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示第九号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長一九六・〇〇メートル

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十六日

埼玉県秩父県土整備事務所長 酒 巻 和 彦

路線名	石間下吉田線
供用開始の区間	秩父市下吉田字矢畑五八六四番一地 先から同市下吉田字矢畑五八七三番 一地先まで（ただし、関係図面に表示 する部分に限る。）
供用開始の期日	平成二十五年三月二十六日
備考	平成二十二年三月二十六日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示第三号で告示した道路予定区域の一部の供用開始である。 延長九三・〇〇メートル

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十六日

埼玉県行田県土整備事務所長 大野 康 夫

一 道路の種類 県道

二 路線名 加須北川辺線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>同市下樋遣川字南瀬田和 五四〇番一地先まで</p>	<p>加須市下樋遣川字南瀬田和 五五六番一地先から</p>	<p>区 間</p>
<p>一〇・九四〃 三三・〇九</p>	<p>九・一八〃 一五・三〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>三二〇・八四</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>道路改良工事</p>		<p>備 考</p>

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十六日

埼玉県行田県土整備事務所長 大野 康 夫

<p>加須北川辺線</p>	<p>路線名</p>
<p>加須市下樋遣川字南瀬田和 五五六番一地从先から 同市下樋遣川字南瀬田和 五四〇番一地从先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十五年三月二十七日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>道路改良工事による。 平成二十五年三月二十六日付 け埼玉県行田県土整備事務所 長告示第八号で告示した道路 区域の供用開始である。 延長三二〇・八四メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年三月二十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十五年二月二十五日

指令川建セ第二四〇一四〇〇号

二 検査済証番号

平成二十五年三月二十一日

川建セ第二四〇一三七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県入間郡越生町上野東四丁目一〇番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県入間郡越生町大字成瀬八三三番地五

株式会社シマダ住建 代表取締役 島田 將男

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年三月二十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十五年一月二十三日

指令川建セ第二四〇一一八〇号

二 検査済証番号

平成二十五年三月二十一日

川建セ第二四〇一三六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡嵐山町大字川島字天沼一八四九番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡吉見町大字南吉見二〇七四番地二三〇

宮下商事 宮下 武

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年三月二十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十四年十二月七日

指令川建セ第二四〇〇九七〇号

二 検査済証番号

平成二十五年三月二十一日

川建セ第二四〇一二八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡小川町大字下里字山下一四二一番一、一四二一番三、一四二一番

七、一四二一番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡小川町大字下里一四二一番地三

森田 大介・森田 みずき

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年三月二十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十四年十月二十二日

指令川建セ第二四〇〇六八〇号

二 検査済証番号

平成二十五年三月二十一日

川建セ第二四〇一三一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡小川町大字飯田字番場二五六番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市幸町一〇番一六号 LEGEN TERRA A302

佐藤 隆憲

告 示

埼玉県公営企業告示第十二号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十五年三月二十六日

埼玉県公営企業管理者 石 田 義 明

1 業務委託の概要等

(1) 業務委託の名称

25大委第7-1号 浄水発生土収集運搬業務委託

(2) 履行場所

埼玉県さいたま市桜区大字在家 地内

(3) 履行期間

契約確定の日から平成26年3月28日まで

(4) 業務委託の概要

本業務は、大久保浄水場で発生する浄水発生土を、同浄水場から、以下のとおり運搬するものである。

ア 運搬先住所： 埼玉県日高市原宿721

イ 運搬予定数量： 15,000トン

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額には1トン当たりの税抜き単価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 埼玉県公営企業財務規程(昭和39年公営企業管理規程第5号。以下「財務規程」という。)第120条の規定により埼玉県企業局の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続き開始決定又は再生手続き開始決定を受けている者を除く。

(4) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要

な資格等に関する告示（平成 24 年埼玉県告示第 1086 号）に基づく物品等競争入札参加資格者名簿に、業種区分が「建築物の管理に関する業務」の A 又は B 等級として格付された者のうち、営業品目（大分類）が「廃棄物処理業務」、営業品目（小分類）が「産業廃棄物」に登録された者であること。

(5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、企業局の契約に係る入札参加停止等の措置要領（平成 21 年 4 月 1 日施行）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(6) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県企業局の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成 23 年 12 月 16 日施行）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 14 条第 1 項の規程による埼玉県の産業廃棄物収集運搬業の許可（事業範囲に「汚泥」が含まれているものに限る。）を受けていること。

(8) 契約の締結日にかかわらず平成 15 年 3 月 27 日から本件入札の公告日までの間に、国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 34 号）第 1 条に規定する法人を含む。）地方公共団体（埼玉県が出資する指定法人を含む。）又は日本下水道事業団との請負契約又は業務委託契約により、下水汚泥、下水汚泥焼却灰及び浄水発生土のうち、いずれかの収集運搬業務を履行した実績を有すること。

3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒338-0814 埼玉県さいたま市桜区大字宿 618

埼玉県企業局大久保浄水場総務部総務担当 電話 048-856-5220（直通）

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)

(3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成 25 年 5 月 14 日(火)午後 5 時まで。

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成 25 年 5 月 14 日(火)午後 5 時まで(必着)。

なお、書留郵便又は簡易書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成 25 年 5 月 14 日(火)午後 5 時まで

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県大久保浄水場事務棟 1 階事務室

平成 25 年 5 月 15 日(水)午前 10 時 00 分

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は見積もった契約金額に 1(4)イに定める予定数量を乗じた金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第 123 条第 2 項の規定に該当する場合は免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に 1(4)イに定める予定数量を乗じた金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第 110 条第 2 項第 1 号の規定に該当する場合は免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成 25 年 4 月 22 日(月)午後 5 時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記 3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。なお、郵送の場合は、書留郵便又は簡易書留郵便によること。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札

ウ 財務規程第 127 条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 7 年埼玉県公営企業管理規程第 13 号）第 9 条の規定に該当する入札

(5) 契約書作成の要否
要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第 124 条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無
無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (4) に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成 25 年 4 月 22 日(月)までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 電話 048-830-5775 (直通))に提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

本件入札は、対象となる調達に係る平成 25 年度予算が議決されなかったとき又は減額があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

また、本件入札とは別に調達する浄水発生土の処分業務委託が契約できないときにおいても、調達手続きを延期し、又は停止することがある。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and Quality of the Required Service

Collection and Transportation of Soil produced through the Filtration Process

a) Place of Departure : Okubo Water Filtration Plant

b) Destination : 721 Harajuku, Hidaka City, Satama-ken

c) Scheduled Quantity : 15,000 Tons

(2)Deadline for Submissions:

By the electronic bidding system: 5:00 p.m., May 14, 2013(bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m., May 14, 2013)

(3)Contact Information:

General Affairs Division

Okubo Water Filtration Plant, Bureau of Public Enterprise

Saitama Prefectural Government

618 Shuku, Sakura-ku, Saitama City, Saitama-ken, 338-0814, Japan

Telephone : 048-856-5220

告 示

埼玉県公営企業告示第十三号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

平成二十五年三月二十六日

埼玉県公営企業管理者 石 田 義 明

1 業務委託の概要等

(1) 業務委託の名称

25新委第15-1-2号 浄水発生土収集運搬業務委託

(2) 履行場所

埼玉県三郷市南蓮沼 地内

(3) 履行期間

契約確定の日から平成26年3月28日まで

(4) 業務委託の概要

本業務は、新三郷浄水場で発生する浄水発生土を、同浄水場から、以下のとおり運搬するものである。

ア 運搬先住所： 神奈川県川崎市川崎区浅野町1番1

イ 運搬予定数量： 13,000トン

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額には1トン当たりの税抜き単価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 埼玉県公営企業財務規程(昭和39年公営企業管理規程第5号。以下「財務規程」という。)第120条の規定により埼玉県企業局の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続き開始決定又は再生手続き開始決定を受けている者を除く。

(4) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要

な資格等に関する告示（平成 24 年埼玉県告示第 1086 号）に基づく物品等競争入札参加資格者名簿に、業種区分が「建築物の管理に関する業務」の A 又は B 等級として格付された者のうち、営業品目（大分類）が「廃棄物処理業務」、営業品目（小分類）が「産業廃棄物」に登録された者であること。

(5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、企業局の契約に係る入札参加停止等の措置要領（平成 21 年 4 月 1 日施行）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(6) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県企業局の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成 23 年 12 月 16 日施行）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 14 条第 1 項の規定による埼玉県及び神奈川県産業廃棄物収集運搬業の許可（事業範囲に「汚泥」が含まれているものに限る。）を受けていること。

(8) 契約の締結日にかかわらず平成 15 年 3 月 27 日から本件入札の公告日までの間に、国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 34 号）第 1 条に規定する法人を含む。）地方公共団体（埼玉県が出資する指定法人を含む。）又は日本下水道事業団との請負契約又は業務委託契約により、下水汚泥、下水汚泥焼却灰及び浄水発生土のうち、いずれかの収集運搬業務を履行した実績を有すること。

3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒341-0028 埼玉県三郷市南蓮沼 1 番地

埼玉県新三郷浄水場 総務担当 電話 048-953-6565

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する。(事前に電話により連絡すること。)

(3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成 25 年 5 月 14 日(火)午後 5 時まで。

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年5月14日(火)午後5時まで(必着)。

なお、書留郵便又は簡易書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年5月14日(火)午後5時まで。

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県新三郷浄水場

平成25年5月15日(水)午前9時30分

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は見積もった契約金額に1(4)イに定める予定数量を乗じた金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第123条第2項の規定に該当する場合は免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に1(4)イに定める予定数量を乗じた金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第110条第2項第1号の規定に該当する場合は免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成25年4月22日(月)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。なお、郵送の場合は、書留郵便又は簡易書留郵便によること。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札

ウ 財務規程第 127 条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 7 年埼玉県公営企業管理規程第 13 号）第 9 条の規定に該当する入札

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第 124 条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2(4)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成 25 年 4 月 22 日(月)までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 電話 048-830-5775（直通））に提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

本件入札は、対象となる調達に係る平成 25 年度予算が議決されなかったとき又は減額があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

また、本件入札とは別に調達する浄水発生土の処分業務委託が契約できないときにおいても、調達手続きを延期し、又は停止することがある。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and Quality of the Required Service:

Collection and Transportation of Soil produced through the Filtration Process

a) Place of Departure : Shin-Misato Water Filtration Plant

b) Destination : 1-1 Asanochi, Kawasaki-ku, Kawasaki City, Kanagawa-ken

c) Scheduled Quantity : 13,000 Tons

(2)Deadline for Submissions:

By the electronic bidding system: 5:00 p.m., May 14, 2013(bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m., May 14, 2013)

(3)Contact Information:

General Affairs Division:

Shin-Misato Water Filtration Plant, Bureau of Public Enterprise

Saitama Prefectural Government

1 Minamihusunuma, Misato City, Saitama-ken, 341-0028, Japan

Telephone : 048-953-6565

告 示

埼玉県公安委員会告示第62号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の31第1項の規定により都道府県交通安全活動推進センターとして指定した財団法人埼玉県交通安全協会から、交通安全活動推進センターに関する規則（平成10年国家公安委員会規則第3号）第3条第1項の規定に基づく変更の届出があったので、同条第2項の規定により公示する。

平成25年3月26日

埼玉県公安委員会委員長 青 葉 昌 幸

変更に係る 事項	変更前	変更後	変更しようとする 年月日
名称	財団法人埼玉県交通安全協会	一般財団法人埼玉県交通安全協会	平成25年4月1日